

山口市有機農業推進計画

令和6年3月

1 山口市有機農業推進計画の改定にあたって

(1) 計画改定の背景と趣旨

国においては、有機農業の推進に関する法律(平成 18 年法律第112 号。以下「有機農業推進法」という。)に基づき、令和2年4月に「有機農業の推進に関する基本的な方針」を改定され、また、令和 3 年 5 月には「みどりの食料システム戦略」を策定される中で、耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%、100万 ha に拡大するなどの目標を掲げ、2050 年までの中長期計画として、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立を目指すこととされました。

こうした中、令和3年7月、山口県においては「山口県有機農業推進計画」を見直されるとともに、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」(令和4年法律第 37 号。以下「みどりの食料システム法」という。)に基づき、山口県と県内19市町で策定した「山口県農林水産業環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画」(以下、「県と市町の共同計画」という。)において、2030 年(令和12年)に県内の有機農業の取組面積を200ha に拡大する目標を掲げられました。

本市におきましては、こうした国や県の動向を踏まえ、有機農業推進法に定める基本理念に基づき、持続可能な有機農業の取組を推進するため、「山口市有機農業推進計画」を改定するものです。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、山口県有機農業推進計画や、みどりの食料システム法に基づく県と市町の共同計画の趣旨を踏まえるとともに、「山口市総合計画」を上位計画とした農業における部門計画である「山口市食料・農業・農村振興プラン」や、他の分野の計画との整合を図りながら、本市における有機農業の推進施策について、その方向性を示す計画と位置付けます。

(3) 有機農業の定義

有機農業推進法に定義された、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組み換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業としています。

(4) 計画期間

「山口県有機農業推進計画」及び「県と市町の共同計画」との整合性を図るため、令和6年度(2024年度)から令和12年度(2030年度)までを計画期間とします。

(5)取組目標

	令和2年度(2020年)	令和12年度(2030年)
有機農業の取組面積	22ha	50ha

2 現状と課題

(1)山口市の有機農業の現状

- 環境保全型農業直接支払交付金を活用し、有機農業やたい肥の活用など、環境保全効果の高い営農に取り組まれています。本市の農作物作付面積及び経営体数における割合は、極めて少ない状況です。

環境保全型農業直接支払交付金取組実績抜粋(令和2年度)

対象活動	有機農業の取組団体	取組面積
有機農業	6団体(18経営体)	20.5ha
たい肥の施用	1団体(15経営体)	17.8ha

- 市内で耕作している本市の有機JAS認証農業者(令和5年12月現在)は3経営体(うち個人経営体1)で、エコ100の認証者は15経営体(令和3年度)の状況です。
- 本市の有機農業の推進を目的として、平成29年度に発足した山口市有機農業推進協議会は、生産者のみならず、消費者、流通事業者、加工・販売事業者が連携し、有機農業の栽培技術の向上や有機農産物の流通・販売の促進、普及啓発に取り組まれています。
- 有機農業の面積拡大や地域で生産、加工、流通、消費等が循環する仕組みづくりを目指す取組として、仁保地域の小中学校をモデル校としたエシカル給食の取組を進めながら、山口市有機農業推進協議会と連携し、産地形成に向けた検証を行っています。

(2)山口市の有機農業の課題

ア)有機農産物の生産に関すること

①栽培技術や生産方法について

有機農業は栽培マニュアルが確立されておらず、品質を保つことが困難であることから、生産量が不安定な状況にあります。

また、有機農業は、慣行農業と比較すると、雑草防除や病虫害防除などで

労力がかかります。

②人材育成について

新規就農に関する研修や支援制度は慣行栽培農業に関するものが基本となっているため、学びの場の環境づくりが求められています。

③地域等の理解について

有機農業に取り組む農業者は、周辺農業者や地域に対して、栽培や管理方法についての調整を図るなど配慮した対応が求められます。

イ)有機農産物の流通・販売に関すること

本市においては、有機農産物の生産量が少ないことから販路が十分でなく、購入できる場所も限られているため、消費者が購入する機会が少ない状況です。

また、生産量や規格が安定しないため、一定量が必要な小売事業者や飲食・宿泊業、学校等においては、取り扱いにくい傾向にあります。

ウ)消費者等の意識に関すること

SDGs への取組が広がる中、環境にやさしい有機農業の取組や表示制度、及び環境にやさしい消費行動について、消費者や農業者、流通事業者等の理解促進を図る必要があります。

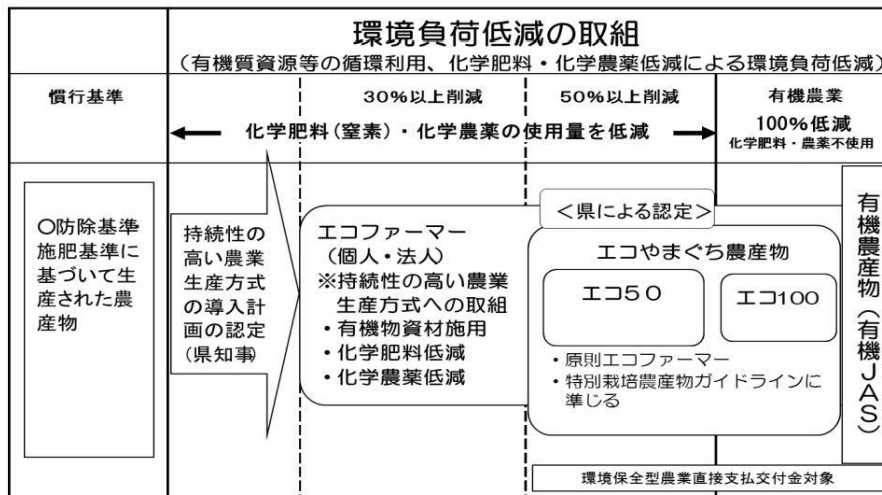
3 有機農業の推進

(1)基本構想

本市における有機農業の推進については、これまでの農業政策を一足飛びに方向転換するのではなく、すべての生産者や消費者の自主性を尊重しながら、有機農業に取り組む生産者と、安心・安全な農作物を求める消費者とを結び付けていくことを基本とし、有機農業の輪を着実に広げていき、持続可能な有機農業の推進を図ることとします。

(2)推進にあたっての基本的な考え方

有機農業の推進にあたっては、農業経営の安定化を考慮しつつ、環境にやさしい持続可能な農業を目指すとともに、地域内の有機性資源の活用を図り、まずは従来の慣行栽培から化学肥料や化学農薬の低減による「環境保全型農業」、次にエコやまぐち農産物などの県認定による「特別栽培」、さらに化学肥料や化学農薬不使用の「有機農業」へと段階的な推進を図っていきます。



山口県有機農業推進計画（令和3年7月）の環境保全型農業の取組の体系図を引用

(3) 推進方策

有機農業の推進にあたっては、「人材育成」、「産地づくり」、「販売機会の多様化」、「消費者等の理解促進」の4つを推進方策の柱として、国や県、関係団体などと連携し、持続可能な有機農業を目指します。

① 人材育成

相談体制の構築	有機農業の取組を希望される方に対して、国や県等と連携した相談体制の構築に努めます。
裾野の拡大	有機農業者の裾野の拡大に向けて、関係団体が主体的に実施する栽培技術の習得や知識の向上に関する取組を側面的に支援します。
栽培技術の普及	ニーズに応じて栽培技術に関する知見やノウハウを持つ人材の紹介・斡旋に努めます。また、国や県等が実施する有機農業に関する知識・栽培技術を習得するための研修会や栽培実証結果等の情報発信を通じて、栽培技術の普及を図ります。
産学官連携の取組	人材育成の効果的な手法について、産学官連携による検討を進めます。

②産地づくり

<p>営農の省力化や生産性の向上に向けた取組</p>	<p>農業生産における省力化や生産性の向上を図ることが見込まれるデジタル技術等を活用したスマート農機具等の導入を促進します。</p>
<p>環境保全型農業の取組</p>	<p>環境保全型農業直接支払交付金を活用し、環境保全型農業に取り組む農業者の営農活動を支援します。</p>
<p>地域循環型農業の取組</p>	<p>地域内に存在する有機性資源を活用するための機械等の導入支援やネットワークの構築を図り、地域循環型農業を促進します。</p>
<p>産地形成に向けた取組</p>	<p>地域ぐるみの生産・流通・加工・消費が一体となった持続可能なエシカル給食のモデル実証を進めながら、地域の協力体制や慣行農業者の理解促進、流通の効率化を図るなど、産地形成の気運を高めていきます。</p>

③販売機会の多様化

<p>地域内の流通促進</p>	<p>販路を求める農業者と有機農産物の取り扱いを希望する小売事業者・加工事業者、飲食店等のマッチング支援や、イベント等の開催を通じて、消費者が身近な場所で有機農産物を味わい、購入できる環境づくりに取り組みます。</p>
<p>多様な販路の開拓</p>	<p>安定的に生産量が確保できている有機農産物やその加工品については、県や関係団体等と連携し、実需者のニーズの把握や流通等に関する既存のステークホルダー（慣行農業者や流通事業者等）の配慮に努めながら、市内外での段階的な需要の拡大を図ります。</p>

④消費者等の理解促進

持続可能な社会への貢献	有機農業が、農業の自然循環機能を増進させ、環境への負荷をできる限り低減する農法を用いた農業であることや、生物多様性の保全、地球温暖化の抑制等に寄与することなどをホームページやイベント等を通じて、広く周知します。
付加価値の向上	有機JASやエコやまぐち農産物(エコ100)などの「やまぐちグリーン農産物」や、関係団体が実施する独自の認証制度等、有機農産物の栽培方法や認証制度の情報発信を行い、差別化を進めることで、有機農産物の付加価値の向上を図ります。
交流の場の提供	生産者と消費者等の交流の場を提供することで、有機農業の魅力や価値を消費者等へ伝える環境づくりに取り組みます。

(4)その他

有機農業の推進にあたっては、国や県、有機農業関係団体等との連携に努めます。